

2018年8月23日

Japan tax alert

EY税理士法人

米国、パブリックコンサルテーションに向けた新しいドロバック（関税還付）規則を提案
厳格な物品税還付制限による利用者への影響が懸念される

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

2018年8月2日、米国税関国境警備局(US Customs and Border Protection、CBP)は、新しい関税還付規則の制定案通知(Notice of Proposed Rulemaking、以下「NPR」)を発行しました。NPRは、2015年貿易円滑化及び貿易取締法(Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015、以下「TFTEA」)の実施を目的とし、現行の関税還付制度を全面的に改正する内容となっています。全体としてTFTEAは輸入者の還付権を拡大する内容となっていますが、NPRには輸出入者の還付内容を部分的に制限する内容も含まれています。2018年9月17日までパブリックコメントが受け付けられているので、影響を受ける場合はコメントの提出の検討をお勧めします。

関税還付とは、輸入品(もしくはその代替品)又は輸入品(もしくはその代替品)を使用して製造された製品が米国から輸出されることを条件に、当該輸入品に関連して納付された関税、租税又は手数料が還付される仕組みのことをいいます。

詳細

物品税還付に関する制限

2004年以降、通関時又は輸入時に課された物品税の還付は一部の関税還付制度利用時にのみ認められていたところ、TFTEAはその対象をすべての関税還付制度に拡大しました。しかしながら、輸入品に代わり国内製の代替品を輸出することを条件に、当該輸入品に係る関税等の還付が認められる「代替方式」に基づく関税還付について、NPRは物品税の還付額を、輸出する代替品について実際に支払われた税額（つまり控除・還付された額は考慮しない）を限度とすることを提案しています。輸出品については一般的に物品税が免除されるため、この要件が導入される、結果として、代替方式による関税還付請求においては物品税の還付がほとんど受けられないこととなります。NPRは、内国歳入法第32章におけるすべての製造物品税、第38章の環境税、第51章のアルコール物品税、第52章のタバコ物品税にこの制限を適用しようとしており、特にアルコール飲料、タバコ及び石油製品の輸出入者に大きな影響を与えることが予測されます。

請求の制限

NPRは、代替方式に基づく関税還付の請求に当たり、輸入申告書の同一の欄で申告されたすべての貨物（つまり同一の関税番号の品目）の平均単価を用いることを要件としています。他方、輸入品又は輸入品を使って製造した貨物を米国から輸出することを条件に、当該輸入品に係る関税等の還付が認められる「直接方式」に基づく関税還付の請求に際しては、当該輸入品の評価額を用いる必要があります。NPRは、一つの欄で申告された物品について、一種類の関税還付請求しか認めない（つまり、当該欄の物品について最初に行われた関税還付請求の種類に限定する）ことを提案しています。北米自由貿易協定（NAFTA）と代替方式による関税還付の併用が認められていないため、カナダやメキシコ向けには直接方式による関税還付を使用し、このような制限がない他の国々へは代替方式による関税還付を使用したいと考えている企業にとって、このような制限が導入されると関税還付を受けられる機会が限定されることとなります。

記録要件

TFTEAは、還付権の移転に係る書類保管要件を緩和し、通常の事業において作成・保管される文書により証明することを認めています。NPRは証明書類に記載されるべき内容を定めているのですが、一般的な企業が保持しないであろうと思われるものも含まれます。さらにNPRは、政府が電子輸出申告システムに必要な変更を行うまでの期間、事業者は輸出及び事業に係る記録を作成・保管しなければならないことを定めています。又、NPRにおいては、輸入者は還付権を移転した後も、移転先の輸出者が行う還付請求について連帯して責任を負うこととなるため、当事者間でリスクの見直しや契約内容（求償権等）の再検討が必要となる可能性があります。

製造に関するルーリング及び優遇措置

製造業者が関税還付を受けるためには、ルーリングを取得する必要があります。現在、多くの製造業者は、事前輸出通知要件の免除や還付の繰上げなどの優遇措置を受けていますが、今までのルーリングは2019年2月23日以降適用されず、新しいルーリングの申請が必要になります。特定の状況下では以前に付与された優遇措置が引き継がれるので、現在優遇措置を受けている場合は、引継ぎに関する要件を慎重に検討する必要があります。

企業に求められる対応

関税還付制度を利用している又は利用を検討している企業は、400ページを超えるNPRが、自社の事業に及ぼす影響を慎重に確認する必要があります。各種要件の詳細を把握し、必要に応じて9月17日の提出期限までにコメントを提出することも検討することが必要となります。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一
原岡 由美

パートナー
アソシエートパートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com
yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180823

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp